

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

1 事業概要

(1) 目的

労働者の子どものための保育施設を事業所内に設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成することにより、労働者の職業生活と家庭生活の両立を容易にし、労働者の雇用の安定に資することを目的とする事業。

(2) 実施要件等

事業主の要件

- ・雇用保険適用事業主
(事業主団体、共同事業主を含む)
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業制度等を就業規則に定めている事業主 等

施設の要件

- ・一定以上の規模(定員10人以上、1人当たりの面積が7㎡以上)である施設
- ・利用者は原則として事業主の雇用する従業員、又は他社の従業員であって雇用保険の被保険者であること
- ・施設の構造・設備、保育士の配置が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合すること 等

2 対象となる費用及び助成額(1事業主1施設に限り支給)

	助成率等	助成限度額		
①設置費	2分の1(中小企業:3分の2)	2,300万円		
②増築費	2分の1	増築	1,150万円 (5人以上の定員増を伴う増築、安静室を設ける増築、本助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための増築)	
	2分の1×(増加する定員) /(建替え後の施設の定員)	建替え	2,300万円 (5人以上の定員増を伴う建替え)	
	2分の1		2,300万円 (本助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための建替え)	
③運営費 (平成21年度より 6年目～10年目支給)	(大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1 (中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1		1年目～5年目	6年目～10年目・その他(※)
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円	規模に応じ 最高 676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円	上記それぞれの型の運営に係る額 +110万円
④保育遊具等 購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円		

(※) 両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費若しくは運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合